

オープンカウンター方式説明書

このオープンカウンター方式説明書は、栃木県警察本部警務部会計課が行う物品調達において実施する公募型見積合わせ（以下「オープンカウンター」という。）の取扱いの遵守事項を示すものである。

1 オープンカウンター方式とは

オープンカウンター方式とは、相手方を特定せずに、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

2 参加に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 見積書の提出

- (1) オープンカウンター参加者は、本説明書及びオープンカウンター方式による見積依頼書等を熟読し、見積書を提出しなければならない。また、当該調達の仕様等について疑義があるときは、担当者に問い合わせをすることができる。
- (2) オープンカウンター参加者は、見積書を持参又は郵送により提出すること。また、見積書の作成及びその提出に要する費用は、オープンカウンターに参加する者が負担する。
なお、見積書を提出する場合は、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と朱書きすること。
- (3) 依頼書に「同等品可」等、提示している場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めることとする。
- (4) 同等品等による見積参加を希望する者は、見積書提出期限の3日前までに相当品等に係るカタログ又は仕様書を提出し、承認を得なければならない。
- (5) 提出する見積書には、次の事項を記載しなければならない。

ア 見積書作成年月日

イ 宛名

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印。ただし、代理人が見積りをする場合は、代理人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印

エ 案件名称（品目等）

オ 見積金額（消費税込み）

(6) 提出した見積書を書換え又は撤回することはできない。

4 契約の相手方及び契約金額

(1) 提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示した者を契約の相手方とする。

(2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格に達した見積書がないときは、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うこととする。

(3) 契約の相手方となるべき者が2人以上あるときは、「くじ引き」を実施する。

なお、当該参加者又はその代理人が直接くじをひくことができないときは、契約事務に関係しない職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定する。

(4) 見積書の提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始しなければならない。

5 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とする。

(1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書

(2) 見積書の記載及び押印に不備があるもの

(3) 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書

(4) 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合

(5) 金額を訂正した見積書

(6) 錯誤により提出されたと認められる見積書

(7) 誤字脱字等により意思表示が明確でないもの

(8) 提出期限までに到達しなかったもの

(9) 見積書作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

6 その他

(1) 調達案件等の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることができるものとする。

(2) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約担当官等の都合により見積依頼途中であっても、調達を中止する場合がある。